

【事案の概要】

1 本件は、原判決別紙 2 物件目録記載の家屋（以下「本件家屋」という。）の所有者である被控訴人が、控訴人が本件家屋の新築部分の再建築費評点数の算出に当たり、〔1〕主体構造部の鉄骨の耐火被覆、〔2〕電気設備の電灯コンセント配線設備、〔3〕電気設備の照明器具設備の蛍光灯用器具、〔4〕電気設備の電話配線設備、〔5〕防災設備及び〔6〕建築設備に係る規模補正係数に係る評点数の算出を誤ったほか、〔7〕計算間違いなどをし、〔8〕経年減点補正率の適用を誤ってした本件家屋の過大な固定資産評価額に基づいて、被控訴人から固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）を過大に徴収したことが違法であるなどと主張して、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1 条 1 項に基づき、損害賠償金 2 億 0 0 5 4 万 3 9 1 3 円（平成 4 年度から平成 2 0 年度までの過納金、弁護士費用等）及びこれに対する民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 原審は、前記 1 〔1〕、〔5〕、〔6〕及び〔7〕（ただし〔6〕については明らかな誤り部分に限る。）の限度で、控訴人の評価担当者は、その職務上の注意義務に反して本件家屋の新築部分の建築当初の再建築費評点数の算出を誤って本件家屋を過大に評価し、都知事は、その職務上の注意義務に反して控訴人の評価担当者の行った本件家屋の過大な評価に依拠して価格決定を行いこれに基づいて賦課決定を行ったといえるから、国賠法上の違法性及び過失が認められる旨判断して、平成 4 年度から平成 2 0 年度までの過納金相当額 2 3 6 7 万 6 4 5 9 円、別件審査申出及び別件取消訴訟に係る損害 1 0 0 万 1 1 6 0 円、弁護士費用 2 4 6 万 7 7 6 1 円の合計 2 7 1 4 万 5 3 8 0 円及び原判決別紙遅延損害金目録の元本欄記載の各金額に対する同目録の起算日欄記載の各日から各支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で被控訴人の請求を認容した。

控訴人は、原審の上記判断を不服として控訴し、仮に上記〔1〕、〔5〕、〔6〕及び〔7〕の点において再建築費評点数の算出の誤りがあるとしても、国賠法上の違法性及び故意過失は認められないし、被控訴人の損害賠償請求権は除斥期間の経過により消滅した等と主張した。

3 関係法令等の定め及び沿革の概要は、別紙 3（原判決別紙 3 をこのように改める。）記載のとおりである。なお、同別紙において使用した定義及び略称は以下においても用いることとする。

4 前提事実は、原判決を以下のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「事案の概要」の3（原判決2頁16行目から5頁7行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1)～(14) [略]

(15) 原判決41頁1行目の「別紙9」を「原判決別紙9」と改め、同頁24行目の「本件家屋」を以下のとおり改める。

「除斥期間の起算点である不法行為の時とは、加害行為が事実上された時である（最高裁昭和54年3月15日第一小法廷判決・訟務月報25巻12号参照）。

本件家屋の建築当初の評価について控訴人の評価担当者に一次的過失があるとすれば、加害行為は昭和58年に行われた評価担当者の評価行為にほかならない。被控訴人は、加害行為は平成4年度から平成20年度までの本件各賦課決定及びその前提となる本件各価格決定であるとしつつ、昭和57年度の本件家屋の建築当初の評価上の過失を主張するが、そのような構成があり得ないことは、前記争点4に係る控訴人の主張（1）記載のとおりである。

被控訴人は昭和58年に本件家屋の建築当初の評価がされた時からその評価を争うことが可能であったのであり、じん肺など身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害のように加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が初めて発生することから損害の発生を待たずに除斥期間の進行を認めると被害者に著しく酷である場合（最高裁平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032頁（以下「平成16年最高裁判例」という。））等とは全く事情を異にする。

そうすると、除斥期間は、本件家屋の建築当初の調査時である昭和58年3月1日（A4）から起算すべきである。また、本件家屋

(16) 原判決43頁19行目の「したがって」から同頁24行目末尾までを以下のとおり改める。

「本件の加害行為が平成4年度から平成20年度までの固定資産税等の各賦課徴収行為であることは、前記争点4に係る被控訴人の主張（1）記載のとおりである。そして、国家賠償請求権とは別にその要件である過失自体が時の経過により消滅することはないから、一次的過失が存在する時期と加害行為の時期に時間的な隔たりがあることは何ら問題ではない。したがって、平成4年度以降の固定資産税等の賦課徴収に係る本件国家賠償請求について、本件家屋の建築当初の調査、評価時又は最初の課税時点である昭和58年を除斥期間の起算点とす

る控訴人の主張は失当であり、除斥期間の起算点は、平成 4 年以降の各年度ごとに別個に検討すべきである。」

(17) 原判決 43 頁 25 行目から 26 行目にかけての「可能性があるが、」を「可能性があるところ、本件の加害行為は過大な固定資産税等の賦課徴収行為であるから、除斥期間の起算点は実際に過大な固定資産税等の徴収を完了した時点、すなわち、被控訴人が固定資産税等を完納した時点(第 4 期分支払日)であると解すべきである。また、」と改め、44 頁 3 行目の「解すべきであるから」の後に「(平成 16 年最高裁判例)」を加える。

【当裁判所の判断】

1 被控訴人の本件請求は、平成 4 年度から平成 20 年度までの固定資産税等の各賦課徴収行為は、いずれも本件家屋の評価を誤り過大に算定された昭和 58 年の評価における誤った再建築費評点数を前提とし、また、経年減点補正率の適用を誤ってされた違法なものであるとして、控訴人に対して、損害賠償請求をするものである。

当裁判所は、昭和 58 年に控訴人がした評価には違法があり、かつ控訴人の評価担当者に過失が認められるものであるが、この違法でかつ過失のある評価行為を前提とする上記各賦課徴収行為を理由とする損害賠償請求権は、「不法行為の時」である昭和 58 年の評価時から 20 年の除斥期間の経過により消滅したものであり、また、経年減点補正率の適用の誤りは認められないと判断する。この判断の詳細は、以下のとおりである。

2 争点 1 (建築当初の評価の妥当性を争うことの可否) について

原判決を以下のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「当裁判所の判断」の「1 争点 1 について」(原判決 44 頁 13 行目から 47 頁 6 行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 44 頁 23 行目の「(第 2 の 3 (3))」を「(3)」と、同頁 25 行目の「昭和 57 年度の」を「昭和 57 年度評価基準に基づいて昭和 58 年に付設された」と、45 頁 11 行目の「1 (2) ア」を「1 (5) ア」と、同頁 14 行目から 15 行目にかけての「1 (2) イ」を「1 (5) ウ」と、同頁 21 行目の「1 (2) ア」を「1 (5) ア」とそれぞれ改める。

(2) 原判決 46 頁 2 行目の「本件家屋」から同行の「できず」までを「在来分家屋の評価方式によって評価された登録価格に基づく平成 4 年度から平成 20

年度までの本件家屋の評価について、建築当初の評価の誤りを無制限に主張し、確定した建築当初の評価額の争いを蒸し返すことは原則として許されず」と、同頁9行目の「1 (1) オ」を「1 (4) ア」と、同頁10行目の「1 (1) カ」を「1 (4) イ」と、同頁18行目の「1 (2) ア」を「1 (5) ア」とそれぞれ改める。

(3) 原判決47頁1行目の「上記」から同頁6行目末尾までを以下のとおり改める。

「在来分家屋の評価方式は、建築当初の再建築費評点数に誤りがないという前提の下で初めて合理性を有する評価方法であることに照らすと、それだけでは在来分家屋の評価方式により評価された基準年度の価格を争う際に建築当初の再建築費評点数の算出の誤りに係る主張を制限する根拠とはなり得ないというべきである。

したがって、在来分家屋の評価方式によって評価された登録価格に係る前記(2)の固定資産評価審査委員会に対する審査の申出及び同委員会の決定の取消しの訴えにおいて、建築当初の再建築費評点数の誤りに係る主張が制限されると解することはできない。

(4) また、そもそも、固定資産の価格の決定及びこれに基づく固定資産税等の賦課決定に無効事由が認められない場合であっても、公務員が納税者に対する職務上の法的義務に違背して固定資産税の価格ないし固定資産税等の税額を過大に決定したときは、これによって損害を被った当該納税者は、上記審査の申出及びその決定に対する取消訴訟等の手続を経るまでもなく国家賠償請求を行い得ること(最高裁平成22年6月3日第一小法廷判決・民集64巻4号1010頁)、前記(2)の地方税法の規定は、固定資産課税台帳に登録された価格自体の修正を求める行政手続に関するものであることに照らすと、この規定のあることが、公務員の職務上の法的義務に違反して価格決定がされた場合における国家賠償請求の請求原因として主張し得る事実を一律に制限する根拠となるとは解し難いというべきである。

よって、争点1に関する控訴人の主張は採用することができない。」

3 争点2(本件家屋の新築部分における再建築費評点数の算出の誤りの有無)及び3(経年減点補正率の適用の誤りの有無)については、以下のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「当裁判所の判断」の2及び3(原判決47頁7行目から68頁4行目まで)に記載のとおりであるからこれ

を引用する。

(1) 原判決 4 9 頁 2 1 行目の「別紙」を「原判決別紙」と改める。

(2) 原判決 5 1 頁 2 6 行目及び 5 5 頁 1 4 行目の各「(第 2 の 3 (2) ア)」をいずれも「(2) ア」と改める。

(3) 原判決 6 1 頁 1 0 行目, 6 4 頁 7 行目, 同頁 2 2 行目, 6 5 頁 6 行目, 同頁 2 2 行目及び同頁 2 4 行目の各「第 1 2 7 号」をいずれも「第 2 1 7 号」と改める。

(4) 原判決 6 6 頁 2 2 行目の「上記 1 (3)」を「前記 1 (3) 及び (4)」と, 6 7 頁 1 4 行目の「平成 1 5 基準年」を「平成 1 5 基準年度」とそれぞれ改める。

4 争点 4 (国賠法上の違法性及び故意過失の有無) 及び争点 6 のうちの除斥期間の成否について

(1) 国賠法上の違法の判断基準

ア 前記 3 の争点 2 及び争点 3 についての判断 (以下「争点 2 判断」などと略称する。) のとおり, 本件家屋の新築部分における再建築費評点数の算出の誤りは一部認められるが, 経年減点補正率の適用の誤りは認められない。そこで, 以下, 本件家屋の新築部分における再建築費評点数の算出の誤りに係る国賠法に基づく損害賠償請求が認められるか否かについて検討する。

イ 固定資産税等の課税処分において, その前提となる固定資産の評価や価格決定のような課税要件事実の認定及び課税実体法規の解釈に誤りがあつたとしても, それをもって直ちに国賠法 1 条 1 項の適用上違法があつたとの評価を受けるものではなく, 公務員がその職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と評価をし又は価格決定をしたと認め得るような事情がある場合限り, 上記違法の評価を受けるものと解するのが相当である (平成 5 年最高裁判例参照)。

地方税法は, 市町村長が行う固定資産の評価及び価格の決定は固定資産評価基準に基づくものとし (同法 3 8 8 条以下参照, 別紙 3 の 1 (4) イ), 評価を行う者の主観的な判断に基づく個人差をできるだけ排除し, 評価における全国的な統一と市町村間の均衡を維持すべきものとする。東京都知事は, 固定資産評価基準によって固定資産の価格を決定しなければならず, その決定に当たり, 補助機関である固定資産評価員, 固定資産評価補助員等の控訴人の評価担当者は, 同法の定める実地調査, 納税者に対する質問等の調査権限を行使し, 公正な評価を

するよう努めなければならない(同法403条2項, 408条, 別紙3の1(4)イないしオ)。

したがって, 控訴人の評価担当者は, 固定資産評価基準に従い, これを適正に解釈した上, 実地調査や納税者に対する質問を行い, 納税者から提出された書類等を確認・閲読して当該固定資産の評価を行うなど, 税務担当者として通常要求される程度の注意を払って当該固定資産を評価する職務上の注意義務を負っているというべきである。また, 都知事も, 固定資産評価基準に従い, これを適正に解釈した上, 固定資産評価員の評価調書に基づいて当該固定資産の価格を決定するなど固定資産の価格決定の主体として通常要求される程度の注意を払って固定資産の価格決定を行うべき注意義務を負っているところ, 固定資産評価員, 固定資産評価補助員等の控訴人の評価担当者は都知事の補助機関であるから, これらの者の注意義務違反は特段の事情がない限り, 都知事の固定資産の価格決定における注意義務違反と同視されるものである。

(2) 本件の不法行為の捉え方

ア 本件家屋の新築部分の新築当初から平成20年度までの固定資産の価格の決定の仕組みについて

(ア) 本件家屋は, 昭和57年9月14日に新築され, 昭和57年度評価基準に基づいて昭和58年6月30日に新築部分の最初の価格決定がされたところ, その後の平成20年度までの間の基準年度は, 昭和60年度, 昭和63年度, 平成3年度, 平成6年度, 平成9年度, 平成12年度, 平成15年度及び平成18年度であり, 第二年度(基準年度の翌年度)及び第三年度(第二年度の翌年度)の課税標準は, 基準年度の登録価格によるのが原則である(別紙3の1(1))。

(イ) 上記各基準年度の在来分家屋の評価について(別紙3の4)

a 昭和60年度に適用される固定資産評価基準においては, 再建築費評点基準表の改正がされず, 前基準年度の再建築費評点数に自治大臣が別に指示する再建築費評点補正率を乗じて再建築費評点数を求めるものとされ, 昭和63年度, 平成3年度, 平成6年度及び平成9年度の各基準年度においては, 在来分の家屋の評価について, 自治省税務局長通知により, 平成12年度に適用される固定資産評価基準(以下「平成12年度評価基準」という。)の後記本件乗率比準規定と同様の評価がされていた。

平成12年度評価基準は, 在来分の非木造家屋に係る再建築費評点数の算出方法につき, [1]当該市町村に所在する在来分の非木造家屋をその実態に応じ,

構造,用途,規模等の別に区分し,それぞれの区分ごとに標準とすべき在来分の非木造家屋を標準非木造家屋として定める,〔2〕標準非木造家屋について,部分別による再建築費評点数を付設する,〔3〕標準非木造家屋以外の在来分の非木造家屋で当該標準非木造家屋の属する区分と同一の区分に属する在来分の比準非木造家屋の再建築費評点数は,上記〔2〕によって求めた標準非木造家屋の基準年度における再建築費評点数の前年度における再建築費評点数に対する割合を求め,当該割合を基礎として市町村が定めた率を比準非木造家屋の「前年度における再建築費評点数」に乗じて求めるものとし,乗率比準方式によることを定めている(B35の7。以下「本件乗率比準規定」という。)

b 平成15年度及び平成18年度に各適用される固定資産評価基準(以下「平成15年度評価基準」などと略称する。)は,在来分の非木造家屋に係る再建築費評点数の算出方法につき,「基準年度の前年度における再建築費評点数」に「再建築費評点補正率」を乗じて求めるとし,「基準年度の前年度における再建築費評点数」は,「前基準年度に適用した固定資産評価基準第2章第1節,第3節(及び第4節一)によって求めたものをいう。」と規定している(B35の8及び9。以下「本件評点補正率規定」という。)

c 上記bの「基準年度の前年度における再建築費評点数」の定義の意味するところは,固定資産の評価とは適正な時価を求めることであり,固定資産税評価基準がそのための基準であること(地方税法341条5号,409条1項)に照らせば,「基準年度の前年度における再建築費評点数」についても固定資産評価基準にのっとりしていることを要するというべきであり,前基準年度に付設された確定数値としての再建築費評点数そのものをいうものとは解されない。

もっとも,固定資産評価基準に本件乗率比準規定ないし本件評点補正率規定が定められた趣旨は,全国に膨大に存する課税対象家屋について,限られた人員及び時間内において,部分別評価又は比準評価の方式より評価替えをすることが実務上およそ困難であり,昭和39年度の固定資産評価基準の制定時点から自治省税務局長通知により在来分の家屋について乗率比準評価方式が導入され,平成9年度概要調書によれば全体の約8割を超える家屋が乗率比準評価方式を採用しており,かつ,当該方式によっても部分別評価又は比準評価と同様の結果が得られ,いずれも適正な評価替えの方法であるといえることから,平成12年度評価基準において,乗率比準評価方式が本則として規定され,平成15年度評価基準において,さらに簡便な全国一律の評点補正率方式が規定されるに至っ

たものである (B 1 4, 3 4)。このような本件乗率比準規定及び本件評点数補正率規定の制定の趣旨からすれば、これらの規定は、前基準年度に付された確定数値としての再建築費評点数が誤っていることを評価担当者が客観的な事情から認識したなど特段の事情のない限り、同再建築費評点数が正しいか否かを建築当初の再建築費評点数の付設にまで遡って検算することを原則とするものとは解されないものである。

イ 建築当初の再建築費評点数の誤りを原因とする本件の不法行為

前記アの固定資産税の課税標準の定め及び在来分家屋の評価方法によれば、本件家屋の平成 4 年度から平成 2 0 年度までの固定資産税等の課税標準となる固定資産評価額は、その課税の仕組み上、昭和 5 8 年の建築当初の評価行為及び価格決定による再建築費評点数を前提として決定されるものである。そうすると、昭和 5 8 年の評価行為及び価格決定における再建築費評点数の算出の誤りが違法でありかつ評価担当者に過失 (一次的過失) が認められるときには、上記の課税の仕組み上、当然にその後の各年度において過大な課税行為が繰り返されて過大な納税という損害が被控訴人に発生することになるから、建築当初の評価における再建築費評点数の誤りを原因とする本件不法行為は、昭和 5 8 年の評価行為及び価格決定と平成 4 年度から平成 2 0 年度までの各賦課徴収行為とをその構成要素とするものであるが、昭和 5 8 年の評価行為及び価格決定が違法かつ有責なものでありさえすれば、昭和 6 0 年度から平成 2 0 年度までの各年度の各賦課徴収行為における過失 (控訴人の主張する二次的過失を含む。) の有無にかかわらず成立するものである。

ウ なお、仮に一次的過失とは別に二次的過失による不法行為の成否を問題とするとしても、前記アに説示した固定資産評価基準ないし自治省税務局長通知に基づく在来分家屋の評価方式が前基準年度に付された確定数値としての再建築費評点数が固定資産評価基準を正しく解釈適用して求められたものであるか否かを建築当初の再建築費評点数の付設時まで遡って資料を取寄せる等して検算することを原則とする趣旨とは解されないこと、地方税法上、納税義務者は、建築当初から前基準年度までの間の各基準年度の登録価格についてその都度固定資産評価委員会に対する審査の申出及び取消訴訟によって争うことができ、かつその手続よってのみ争うことができるとされており (別紙 3 の 1 (5))、登録価格について審査の申出及び取消訴訟の提起がなく当該登録価格が確定している場合にはこれを前提とすることに合理性が認められることに照らすと、

控訴人の評価担当者が、昭和 60 年度から平成 18 年度までの間の各基準年度の本件家屋の新築部分の評価をするに当たり、前基準年度の再建築費評点数が正しいか否かにつき昭和 58 年の建築当初の再建築費評点数に遡って逐一検算することなく、前基準年度の再建築費評点数を前提として評価を行ったとしても、前基準年度に付された確定数値としての再建築費評点数が誤っていることを客観的な事情から認識したのにあえてこれを無視して評価を行うなどの特段の事情のない限り、公務員がその職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と評価をしたということとはできない。そして、本件において上記特段の事情に係る主張立証はないから、二次的過失による不法行為を認めることはできない。

(3) 一次的過失（本件家屋の建築当初の評価に係る注意義務違反）について
そこで、一次的過失の有無について検討する。

以下のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「当裁判所の判断」の 4 (3)（原判決 69 頁 6 行目から 70 頁 14 行目まで）に記載のとおりであるからこれを引用する。

ア 原判決 69 頁 6 行目の「(3)」を削り、同頁 7 行目の「上記 2 (1)」を「争点 2 判断 (1)」と改め、同頁 14 行目末尾の後に「控訴人は、耐火被覆の施された部分とそうでない部分の鉄骨の重量が把握できない場合について固定資産評価基準に明示の定めはなく、昭和 57 年度評価基準解説には床面積による按分によることも差し支えないとするにとどまるものであったから、控訴人の評価担当者において他の評価方法も否定されるものではないと認識することは不合理でないなどと主張するところ、他の評価方法が許容されないわけではないとしても、本件家屋の鉄骨量につき耐火被覆の施されていない部分が無視できるほど少ないとはいい難く、全てを耐火被覆ありとする算定方法では耐火被覆の有無で標準評点数を異にする定めを設けた趣旨が没却されることに照らすと、控訴人の評価方法に合理性を見いだすことはできない。」を加える。

イ 原判決 69 頁 15 行目の「上記 2 (5)」を「争点 2 判断 (5)」と改め、同頁 23 行目末尾の後に以下のとおり加える。

「控訴人は、固定資産評価基準は、スプリンクラー設備に係る計算単位を「設置部分の延べ床面積」としか定めておらず、昭和 57 年固定資産評価基準解説でも設置部分の延べ床面積の解釈の指針を示していないことからすると、スプリンクラーヘッドにとどまらずスプリンクラー設備に係る縦配管や横配管も含めて

設置部分と解することは、再建築費評点数による固定資産の評価が設備の設置に要した費用を算定する方法であることにも合致するから、スプリンクラーの設置部分を本件家屋の延べ床面積と解したことに通常払うべき注意を怠った違法があるとはいえないと主張する。しかしながら、スプリンクラー設備の設置部分の延べ床面積とはスプリンクラーヘッドから放出される水による消火対象部分と解するのが通常理解であるといえる上、本件家屋の地下1階及び地下2階の泡消火設備又は圧力スイッチの周辺にはスプリンクラー設備は設置されておらず、泡消火設備及び圧力スイッチが設置された天井面にスプリンクラーの横配管が施工されているとは認められないこと、階段室やエレベーターといったスプリンクラーヘッドの施工されていない部分にはこれを配置するための横配管等も設置されていないことは前記争点2判断(5)において説示したとおりである。これらに照らすと、スプリンクラー設備の設置部分を本件家屋全体の延べ床面積とする評価に合理性を見いだすことは困難である。本件家屋の竣工図の衛生設備工事特記仕様の消火設備のスプリンクラーの設置場所に「全館」との記載があること(A2の4の2枚目)も、竣工図の各階図面を確認すれば、スプリンクラーヘッドによる消火対象部分を区別して把握することが可能であることに照らすと、前記判断を覆すものとはいえない。」

ウ 原判決69頁24行目の「上記2(6)」を「争点2判断(6)」と、同頁26行目の「上記2(7)」を「争点2判断(7)」とそれぞれ改める。

エ 原判決70頁4行目から同頁14行目までを以下のとおり改める。

「そうすると、控訴人の評価担当者は、昭和58年に本件家屋の新築部分の建築当初の再建築費評点数を算出するに当たり、本件家屋の竣工図を確認して実地調査を行った上、固定資産評価基準を正しく解釈して適用し、計算間違いをしないようにして評点数を適正に算出する職務上の注意義務を負っていたのにこれを怠り、本件家屋の新築部分の建築当初の再建築費評点数を過大に算出してその価格を過大に評価したものであるから、注意義務違反が認められ、また、都知事もその補助機関である評価担当者の過大な評価に依拠して本件家屋の建築当初の価格決定をしたものであるから、職務上の注意義務違反が認められる。

したがって、控訴人の評価担当者による本件家屋の新築部分の建築当初の再建築費評点数の算出及びこれに基づく評価並びに都知事による本件家屋の新築部分の建築当初の価格決定には国賠法1条1項の適用上違法があり、かつ、上記につき、控訴人の評価担当者及び都知事には過失が認められるというべきであ

る。」

(4) 争点 6 のうちの除斥期間の成否について

ア 不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図する民法 724 条の趣旨に照らせば、同条後段の 20 年間の長期の期間は、被害者側の認識の如何を問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めた除斥期間と解するのが相当である（最高裁平成元年 12 月 21 日第一小法廷判決・民集第 43 卷 12 号 2209 頁参照）。

そこで、検討すると、前記 (2) イに説示したとおり、建築当初の評価上の再建築費評点数の誤りを原因とする本件の不法行為は、昭和 58 年の評価行為及び価格決定と平成 4 年度から平成 20 年度までの各賦課徴収行為とをその要素とするものであるが、公務員の過失のある違法行為は昭和 58 年の評価行為及び価格決定であり、前記 (2) アの課税の仕組みによれば、昭和 58 年の評価上の再建築費評点数の誤りによって、その後の各年度の具体的な課税行為にも当然誤りが生ずる状態が形成されているのであり（しかも、被控訴人は地方税法上の不服申立て若しくは取消訴訟又は国家賠償請求訴訟によりこれを争うことができる状態が継続していたことは後記のとおりである。）、ただ、その後の各年度の具体的な課税行為によって個々の具体的な損害が発生して不法行為が完成するというものである。

そして、価格決定があればこれが登録され、当該登録価格に基づく賦課決定がされて固定資産税が徴収されることは地方税法上自明のことである上、被控訴人は、昭和 58 年 6 月 30 日の本件家屋の建築当初の登録価格対し、同法上の審査の申出及び取消訴訟の提起をすることによって再建築費評点数の誤りを正すことができ（別紙 3 の 1 (5)）、このような不服申立手続により過大な価格決定が取り消されれば、過大な納税による損害が発生することはなかったといえる。さらに地方税法上の不服申立手続期間を経過して当該年度の登録価格自体に対する同法上の不服申立手続がなくなったとしても、当該登録価格に基づく最初の賦課決定により過大に納付した固定資産税につき、少なくとも昭和 58 年度の第 4 期分納税日（昭和 59 年 3 月 1 日頃と思料される。）から、国家賠償請求訴訟を提起することもできたものである。

また、昭和 58 年より後の各基準年度の価格決定に関しても、同様に昭和 58 年の本件家屋の建築当初の再建築費評点数の誤りに基づき地方税法上の不服申立て若しくは取消訴訟又は国家賠償請求訴訟をもって争い得る状態が継続して

いたということがいえる。

そして、ある基準年度の登録価格について地方税法上の不服申立手続等によって建築当初の再建築費評点数の誤りが是正されれば、その後において当該誤りに基づく過大な固定資産税の徴収はあり得ず、過大な納税による損害も発生しない。そして、一たび国家賠償請求の認容判決が確定した場合にも、地方税法 417 条 1 項による登録価格の修正が期待でき、修正されれば、その後の過大な納税による損害は発生しないし、また、仮に修正決定が行われない場合には、それ以降の価格決定においては、在来分家屋の評価方式を前提としても、本件でいうところの二次的過失を問うべき特段の事情が生じたといえることができるから、在来分家屋の評価方式によるその後の価格決定自体を加害行為とする損害賠償責任を求め得る。

以上によれば、本件の一次的過失の存在を理由とする不法行為における民法 724 条後段所定の除斥期間の起算点である「不法行為の時」とは、昭和 58 年の建築当初の評価行為及び価格決定時と解され、遅くとも同年 6 月 30 日の価格決定時から起算するのが相当である。

イ 被控訴人は、東京都主税局が毎年賦課決定及び価格決定を行うことをもって当該家屋の建築当初の過失行為と一体性のある一個の加害行為とみるべきであって、除斥期間の起算点は平成 4 年度から平成 20 年度までの各年度ごとに検討されるべきであると主張するが、このように解すると、当該家屋の建築当初の評価行為及び価格決定に係る過失について、当該家屋の建築後たとえ 50 年が経過しても除斥期間にかかることがなく、50 年前に遡って当時の具体的な事情に照らして職務上通常尽くすべき注意義務違反があったか否かを検討しなければならないこととなるが、除斥期間の制度趣旨に照らしても採用し難いものである。

また、被控訴人は、平成 16 年最高裁判例を引用して当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には、除斥期間の起算点は当該損害の全部又は一部が発生した時をいうものと解すべきであるから、被控訴人が過大な固定資産税等を納付した時を「不法行為の時」としてその時点から起算すべきであると主張する。しかし、平成 16 年最高裁判例及び最高裁平成 16 年 10 月 15 日第二小法廷判決・民集 58 卷 7 号 1802 頁、最高裁平成 18 年 6 月 16 日第二小法廷判決・民集 60 卷 5 号 1997 頁は、いずれも蓄積進行性又は遅発性の健康被害に係る損害

賠償の事案であり、その加害行為の性質上発病等の具体的健康被害が生ずるまでに典型的に一定期間を要する上、発病等の具体的健康被害が生ずるまでは被害者にはいかなる被害を受けたのか又は受けなかったのかも不明であって何ら権利行使をするすべもないといえるのに対し、本件事案においては、昭和 58 年の建築当初の誤りを正すための建築図面等の資料は本件家屋の所有者である被控訴人が持っていたのであり、昭和 58 年の価格決定に基づく登録価格について、その当時から、地方税法上の不服申立て又は取消訴訟を通じて、これを是正し得えたものである。

そうすると、本件は、上記各判例の蓄積進行性又は遅発性の健康被害に係る損害賠償類型とは、その事案を全く異にするといわなければならない。

ウ 以上によれば、本件の不法行為に基づく国家賠償請求権については、平成 15 年 6 月 30 日の経過をもって除斥期間が経過したというべきところ、被控訴人が本件訴訟を提起したのは、その後の平成 25 年 1 月 27 日であることは当裁判所に顕著な事実である。

このように建築当初の評価行為及び価格決定から 20 年が経過すると、その後の基準年度にされた価格決定及び賦課決定から 20 年が経過していなくても、違法性及び過失が建築当初の評価及び価格決定にのみ存在する場合においては、当該過大な納税による損害賠償請求が除斥期間により消滅することとなるが、その後の基準年度の価格決定による登録価格に対する地方税法上の不服申立て及び取消訴訟においては建築当初から何年が経過しようとも建築当初の再建築費評点数の誤りによる是正を求め得ることは争点 1 に対する判断において説示したとおりであり、損害賠償請求権については除斥期間により消滅することが格別不当であるということとはできない。

5 結論

以上のとおりであり、被控訴人の国家賠償請求のうち経年減点補正率の適用の誤りを理由とする部分は不法行為が成立せず、昭和 58 年にされた再建築費評点数の算出の誤りを理由とする部分は除斥期間の経過により消滅しており、二次的過失に基づく請求は失当であるから、その余の点を判断するまでもなく被控訴人の本件請求は理由がなく、全部棄却すべきである。これと異なり、被控訴人の請求を一部認容した原判決は失当であり、本件控訴は理由があるから、原判決中控訴人の敗訴部分を取消した上、同部分につき請求を棄却することとして、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 尾島明 裁判官 前田英子 藤澤孝彦)

(別紙 3) [略]